

あきる野市総合福祉センターの指定管理者について

あきる野市総合福祉センター（以下「センター」という。）については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第1号の規定により社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に管理を行わせる。

1 理由

センターは、高齢者、心身障がい者等の福祉の増進及び市民相互のふれあい活動を通じて地域福祉の向上を図るために設置しており、施設の貸出、福祉活動事業、障がい者福祉事業、高齢者福祉事業、市民健康推進事業及び市民交流活動で使用するなど、地域福祉の拠点になっている。

施設の貸出業務としては、ふれあいホール、第1会議室、第2会議室、第3会議室、寿の間などを市民に貸し出しており、高齢者、障がい者、ボランティア、福祉関係者、一般市民などに広く利用されている。

市民福祉活動機能としては、団体活動室をボランティアルームとして活用し、展示コーナーなどをボランティアコーナーとして活用するなど、ボランティア活動の推進に寄与している。

障がい者福祉機能としては、日常訓練室等や機能訓練室がこすもす福祉作業所として活用され、現在、15名が通所している。さらに、アトリウムの一角に設置されている喫茶コーナーについては、障がい者の就労の場として提供しており、多くの市民に利用されている。昼休みには市民ボランティアの音楽演奏などが行われ、障がい者と市民、市民相互の交流の場となっている。

高齢者福祉機能としては、毎週、調理実習室で70歳以上の一人暮らし高齢者等を対象とした配食事業「ふれあい食事サービス」の調理が行われており、調理ボランティアによるお弁当を配食ボランティアが一人暮らし高齢者に届けている。

事務室は、社協が事務所を置き、ボランティア活動推進事業、ふれあいのまちづくり事業、居宅介護支援事業・介護予防支援事業、訪問介護事業・予防訪問介護事業、障がい者サービス事業など、地域福祉活動の拠点として活発な活動を行っている。

社協は、社会福祉法に基づき、あきる野市における社会福祉事業等の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の非営利団体であり、開館当初よりセンターに事務所を置き、積極的に地域福祉活動を推進し、市民から高い信頼を得ている。

このようなことから、社協については、ボランティアやふれあい福祉委員等の地域住民との連携により、積極的に社会福祉事業等の推進を図っており、あきる野市における地域福祉の振興に寄与する団体であると客観的に特定されるため、センターの指定管理者とする。